

平成31年度

償却資産（固定資産税）

申告の手引き

かつらぎ町の税務行政について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに、事業用の償却資産にも課税されます。かつらぎ町内で事業を営み償却資産（かつらぎ町内で貸し付けている資産を含む）を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただく必要があります（地方税法第383条）。この手引きを参考にして申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。また、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目にご申告いただきますようお願いいたします。

※ 申告書は、かつらぎ町ホームページからダウンロード可能です。

※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の方は、必ず所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ 町外転出、廃業のほか資産の増減や該当資産がない場合でも申告が必要です。

《 目 次 》

1	申告の対象となる資産	1
2	法人税・所得税との主な違い	4
3	建物付帯設備の家屋と償却資産との区分	5
4	不動産貸付業をされている方	6
5	計算のしかた	7
6	非課税・課税標準の特例	8
7	再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）	9
8	申告の方法と提出書類	10
9	電子申告（eLTAX）	11
10	実地調査・不申告・過年度遡及	11

法定申告期限 平成31年1月31日(木)

申告書提出先・お問い合わせ先

〒649-7192

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160

かつらぎ町役場 税務課 固定資産税係

TEL(代) 0736-22-0300 内線2043

FAX 0736-22-6432

1 申告の対象となる資産

(1) 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表等を、個人の方は所得税等の申告書における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等を基にご記入ください。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価格で計算されている資産）
- ② 簿外資産で、事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（まだ稼動していないが、すでに完成している資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人）の行う活動も、事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。また、直接的な事業に用いていない従業員の福利厚生施設（医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等）の器具備品、構築物等も償却資産として申告対象となります。

(3) 割賦販売により購入した資産

割賦販売は、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告します。

(4) リース資産

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、その資産の所有者である貸主（リース会社）に申告義務があります。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなどは、借主が申告をする必要がありますので、取り扱い不明の場合は貸主にご確認ください。

※平成 20 年 4 月 1 日以後締結された所有権移転外リースは、税務会計上売買取引として扱われ、借主が減価償却することになりましたが、固定資産税では、従来どおり貸主（リース会社）に申告義務があります。なお、所有権移転外リース資産で、当該リース資産の所有者（貸主）の取得価額が 20 万円未満の場合、償却資産は申告対象外です（地方税法施行令第 49 条）。

(5) 申告対象とならない償却資産

- ① 自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- ② 無形固定資産（鉱業権、商標権、アプリケーションソフトウェア、営業権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ④ 使用可能期間が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満で、法人税法または所得税法の所得の計算上、一時に損金（必要経費）に算入するもの
- ⑤ 取得価額が 20 万円未満で、税務会計上 3 年間で一括償却するもの

(6) 償却資産の種類

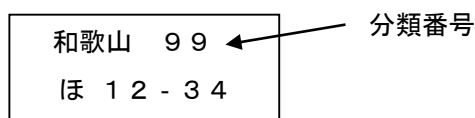
種類別に主なものを分類すると、下表のとおりです。

資産の種類		内 容
1	構築物	構内舗装、屋外駐車場舗装路面、煙突、貯水池、門、塀、水槽、ネオン塔、庭園、緑化施設、橋、軌道、岸壁、栈橋、基礎の無いプレハブ倉庫等の建物等
	建物 附属 設備	受変電設備、予備電源設備、屋外給排水設備、屋外電気設備等 建物の所有者以外の方が施工した設備（内部造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備等） ※詳細は、P5の「建物附属設備の家屋と償却資産との区分」を参照してください。
2	機械及び 装 置	工作機械、電気機械、化学機械、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械）、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電システム等
3	船 舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び 運 搬 具	フォークリフト、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は対象外（これらと同一所有者が取り付けしたカーラジオやカーナビゲーションシステム等も対象外）
6	工具、器具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具、机、パソコン、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、陳列ケース、ルームエアコン、ネオンサイン、医療機器、理容・美容機器、テレビ、電話機、冷蔵庫、監視カメラ、自動販売機等

※ **大型特殊自動車**は、道路運送の用に供するというよりも建設等のための機械としての効用を発揮することを目的としていることから、自動車税の課税客体からは除外され、償却資産の申告対象となります。また、陸運局への登録の有無にかかわらず申告対象です。ナンバープレートを取得している場合、分類番号により以下の種類に区分されます。

分類番号 0、00～09、000～099 のものは、種類2「機械及び装置」

9、90～99、900～999 のものは、種類5「車両及び運搬具」



(7) 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の内容
共 通	駐車場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、看板、ネオンサイン、中央監視装置、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン（ビルトインを除く）、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲 食 業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
理 ・ 美 容 業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機、冷蔵庫、電子秤等
自動車修理業・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、溶接機、充電器、洗車機、コンプレッサー、ガソリン計量機、地下タンク、照明設備、独立キャノピー等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、各種検査機器）、事務機器、待合室用いす等
不動産貸付業	門・塀・植栽等の外構、駐車場舗装、屋外給排水設備、屋外電気設備等
駐 車 場 事 業	柵、照明等電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カード発行機、店内放送設備等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
ホテル、旅館業	ルームインジケーター設備、厨房設備、洗濯設備、カーテン、ベッド、テレビ、冷蔵庫、ボイラー等
農 業	トラクター、田植機、稲刈機、脱穀機、ビニールハウス等
太陽光発電事業	太陽光発電システム、防草シート、コンクリート敷、アスファルト敷、塀、監視カメラ等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等

Q&A

Q 事業用に償却資産を所有していますが、耐用年数が経過して国税の減価償却は終わっています。このような場合でも事業用に使用していれば申告が必要ですか？

A その資産を事業の用に供している限りは、申告対象です。なお、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるものや、将来においても使用できないことが客観的に明確であるもの（用途廃止資産）は申告の対象となりません。

(8) 損金算入・必要経費にした資産と固定資産税での申告区分

取得価額	法 人		個 人	
	法 人 税	固定資産税	所 得 税	固定資産税
10万円未満	損 金 算 入	—	必 要 経 費	—
	減 価 償 却	申告対象		
	3年一括償却	—		
10万円以上 20万円未満	減 価 償 却	申告対象	減 価 償 却	申告対象
	3年一括償却	—	3年一括償却	—
20万円以上	減 価 償 却	申告対象	減 価 償 却	申告対象

※ 租税特別措置法における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」で取得価額が30万円未満のものは、国税において一時に損金（必要経費）算入できる措置がありますが、固定資産税にはこの特例は適用されませんので、償却資産の申告対象となります。

2 法人税・所得税との主な違い

項目	償却資産（固定資産税）	法人税・所得税
減価償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人 事業年度（決算期） 個人 暦年
減価償却の方法	定率法 減価率は、法人税法等の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ	定率法・定額法（選択制）
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳（※1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却（※2） （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（※3） 耐用年数の短縮（※4）	認められます 該当する場合は、増加償却届出書（写）又は耐用年数の短縮の承認通知書（写）を申告書に添付してください。	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価（一部合算も可）

（※1）国庫補助金、保険金等により資産を取得した場合に、その取得した価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすること。固定資産では「適正な時価」を課税標準としているため認めていません。

（※2）特定の償却資産の取得時に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を必要経費又は損金の額に算入すること（租税特別措置法）。固定資産税では認めていません。

（※3）企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発になり機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、税務署長届出により、償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも、資産の減価の実態に配慮し税務会計に準じて認めています。

（※4）一定の短縮事由により、その資産の実際の使用可能期間がその資産の耐用年数に比べて著しく短くなる場合（おおむね10%以上）、国税局長の承認により使用可能期間を耐用年数とすること。固定資産税でも認めています。

3 建物付帯設備の家屋と償却資産との区分

(1) 家屋と償却資産の区分

建物付帯設備（建築設備）は、家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋として取り扱うもの

- ・家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

償却資産として取り扱うもの

- ・構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）
- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）
- ・サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

(2) テナントが取り付けした家屋の付帯設備（申告もれにご注意ください。）

テナント入居者など家屋の所有者以外の方が、その事業の用に供するために取り付けした家屋の付帯設備については、償却資産としてテナント入居者に申告義務があります。（地方税法第343条第9項及びかつらぎ町税条例第54条第7項）

◆家屋と償却資産の区分例（一般的な設備の例示であり、この区分によらない場合もあります。）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作設備等	○		●
電気設備	受変電設備	設備一式		●	●
	予備電源（蓄電池）設備			●	●
	発電設備			●	●
	中央監視制御装置			●	●
	電力引込設備	引込工事		●	●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備（工場等における機械の動力源など）		●	●
		上記以外の設備	○		●
	電灯コンセント配線設備	設備一式	○		●
	電灯照明設備	屋外設備、特定の業務用の設備（ネオンサイン、投光器スポットライトなど）		●	●
		上記以外の照明設備	○		●
	電話設備	電話機、交換機、電源装置等の機器		●	●
		配管、配線、ボックス類	○		●
	L A N設備	設備一式		●	●
	インターホン設備	配管、配線類、集合玄関機など	○注1		●
	拡声装置（放送）設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●	●
		配管、配線類	○		●
監視カメラ等設備	監視カメラ、受像機等の機器		●	●	
	配管、配線類	○		●	
自動車管制装置	設備一式	○		●	
盗難非常通報装置				●	

給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		●
衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽等	○		●	
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛、据置型など）		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊、天井埋込型など）	○		●
	換気設備	設備一式	○		●
防災設備	火災報知設備	設備一式	○		●
	避雷設備				
	消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器等		●	●
消火栓設備、スプリンクラー等		○		●	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベアー等		●	●
		エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	○		●
	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、旅館、病院等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
その他	機械式駐車設備（ターンテーブル装置を含む）、駐輪設備、冷凍冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、文字・袖看板、簡易間仕切、カーテン、ブラインド等		●	●	
外構工事	外構工事	門、塀、緑化設備、アスファルト舗装等		●	●

（注1）平成26年1月1日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関機は、償却資産として取り扱います。

4 不動産貸付業をされている方

賃貸用の共同住宅や駐車場等を所有されていると、門、塀、植栽等の外構工事、駐車場等の舗装等が償却資産の申告対象となります。

（1）償却資産の申告対象となるもの

構築物・建物附属設備

外構工事（舗装路面、門、塀、植栽、側溝等）、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備、受変電設備、自転車置場、ゴミ置場等

機械及び装置

太陽光発電設備（建材型を除く）等

器具・備品

ルームエアコン、集合郵便受け等

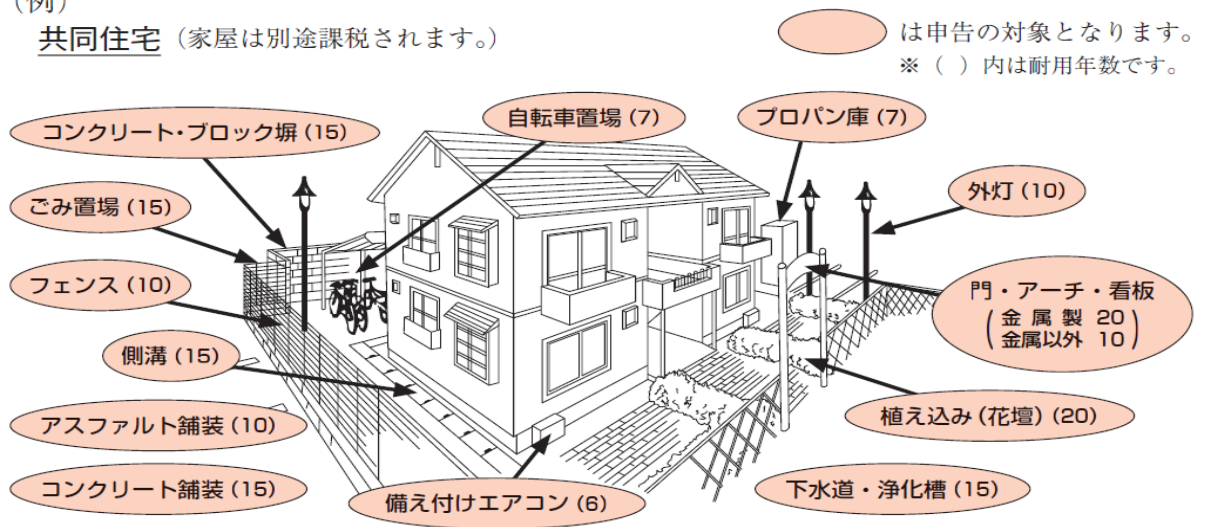
（2）所得税等の申告で、償却資産も含めて「建物一式」で減価償却した場合

次頁の例のように、建物以外の償却資産には個別に耐用年数があります。建築時の工事見

積書（資産の明細がわかる書類）を確認のうえ申告対象となる償却資産を申告してください（工事見積書の写しも申告書に添付してください）。

（例）

共同住宅（家屋は別途課税されます。）



5 計算のしかた

（1）評価額の計算方法

申告していただいた資産を資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、1品ごとに資産の評価額を算出します。

・前年中に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝価格（評価額）

・前年前に取得したもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝価格（評価額）

以後、毎年この方法により計算し、最低限度額（取得価額の5%）まで減価します。

※ **取得価額**・・・償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

※ **消費税の取り扱い**・・・国税において税込経理をしている場合は税込価格を、税抜経理をしている場合は税抜価格を取得価額としてください。消費税免税事業者は税込経理となります。

例) 取得価額 250,000 円、取得時期 平成 30 年 3 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

耐用年数 4 年の減価残存率 前年中取得のもの……0.781 前年前取得のもの……0.562

平成 31 年度 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

平成 32 年度 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

平成 33 年度 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

平成 34 年度 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

平成 35 年度 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

平成 36 年度 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円（取得価格の5%）

※ 平成 36 年度で算出額が取得価額の5%（12,500 円）より小さくなりますので、平成 36 年度以降 12,500 円（取得価格の5%）が評価額となります。

◆減価率・減価残存率一覧表（固定資産税では旧定率法で計算します。）

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$(1 - \frac{r}{2})$	$(1 - r)$			$(1 - \frac{r}{2})$	$(1 - r)$			$(1 - \frac{r}{2})$	$(1 - r)$
—				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

(2) 課税標準額

平成 31 年 1 月 1 日現在の償却資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準額を計算します。

(3) 税額の計算方法

課税標準額の合計 (1,000 円未満切捨て)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額 (100 円未満切捨て)
----------------------------	---	---------------	---	---------------------

(4) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。ただし、免税点未満でも申告は必要です。

(5) 納期

年税額は、町内住所の方は 7 回の納期、町外住所の方は 4 回の納期に分けて納税します。

6 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税に該当する資産をお持ちの方

地方税法第 348 条及び附則第 14 条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は、非課税に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税（償却資産）非課税適用申告書」を提出してください。

(2) 課税標準の特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第 349 条の 3 及び附則第 15 条の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は、特例に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書」を提出してください。

7 再生可能エネルギー発電設備

家屋の屋根（建材型を除く）や、野立て等に太陽光発電設備等を設置し、事業用資産に該当する場合は、発電設備が償却資産の課税対象となり、申告が必要です。

(1) 設置者及び発電規模別の申告対象区分

設置者	売電		自家消費型
	10kW以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の発電設備 (余剰売電)	
個人 (住宅用)	売電するための事業用資産となるため 申告の対象となる。	売電するための事業用資産とはならないため、 申告の対象とならない。	事業用資産とはならないため、 申告の対象とならない。
個人 (事業用)	個人であっても事業用に供している資産については、発電出力量や、全量売電、余剰売電、自家消費にかかわらず、 申告の対象となる。		
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電、余剰売電、自家消費にかかわらず、 申告の対象となる。		

(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例（太陽光）

太陽光発電設備は、次の表に該当する場合、当該発電設備に対し**新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分に限り、課税標準の特例が適用**されます。

取得日（※）	平成24年5月24日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日
特例対象設備	売電 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備 (10kw以上)	自家消費型 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているのもの (10kw以上)	自家消費型 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているのもの (10kw以上) ※出力量により適用される特例割合が異なります。
特例率	2/3 (1/3 を軽減)	2/3 (1/3 を軽減)	●出力1,000kw未満 2/3 (1/3 を軽減) ●出力1,000kw以上 3/4 (1/4 を軽減)

※取得日……事業の用に供することができる日。発電設備の場合は系統連系日が取得日です。

風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備の課税標準の特例については税務課固定資産税係までお問い合わせください。

【提出書類】（申告書と一緒に提出してください。）

①再生可能エネルギー認定発電設備に係る課税標準の特例措置（固定価格買取制度による売電）

- ・固定資産税（償却資産）にかかる課税標準の特例適用申請書
- ・経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備の認定通知の写し
- ・電気事業者と締結している契約書の写し（平成28年3月31日までに売電開始したことが

わかるもの)

【注意】この特例は平成28年4月1日以後に取得された太陽光発電設備には適用されません。

②政府の補助を受け取得した太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置（自家消費型）

- ・固定資産税（償却資産）にかかる課税標準の特例適用申請書
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知の写し

【注意】この特例は自家消費向けの風力・水力・地熱・バイオマス発電設備には適用されません。

8 申告の方法と提出書類

(1) 初めて申告される方、以前「該当資産なし」で申告された方

平成31年1月1日現在、かつらぎ町内に所有する全ての資産について申告してください。

区分	提出書類		記入方法
	申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	
申告する資産がある方	○	○	全ての資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

(2) 前年度までに所有する資産について申告されたことがある方

前年中（平成30年1月2日～平成31年1月1日）に増減があった資産（申告もれ資産を含む）について申告してください。

区分	提出書類	申告書	種類別明細書		記入方法
			増加資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
資産の増減がない方		○	×	×	申告書の備考欄に「資産なし」と記入してください。
増加した資産がある方		○	○	×	前年中増加した資産（申告もれ資産を含む）を記入してください。
減少した資産がある方		○	×	○	前年中減少した資産（申告もれ資産を含む）を記入してください。

※前年より前に増加又は減少していた資産の申告がもれていた場合

増加資産の場合は増加資産用、減少の場合は減少資産用の種類別明細書の摘要欄に「申告もれ」と記入のうえ、提出してください。また、過年度の修正申告書も速やかにご提出ください。

※誤って申告していたものを正しくしたいとき

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を誤って申告したものを正しくするときは、種類別明細書の減少資産用に誤ったものをそのまま記入し、増加資産用に正しいものを記入してください。

※平成20年度税制改正により耐用年数が改正された資産について

固定資産税（償却資産）は、既存分を含め平成21年度分から改正後の耐用年数が適用されます。減価残存率を変更しても取得当初に遡って再計算するものではありません。

(3) 廃業等で町内での事業を終了した方

申告書備考欄の該当箇所に○印をつけ、廃業等の年月日を記入してください。

(4) 企業電算方式(全資産申告)により申告される方

事業者自らの電算システムにより全ての償却資産について、減価率、評価額、課税標準額を申告する方式です。特例の適用がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。

【提出書類】 ①償却資産申告書 ②全資産の明細 ③増加の明細 ④減少の明細

※増減資産のある場合は、③④の書類の提出にご協力ください。

9 電子申告(eLTAX)

かつらぎ町では電子申告サービス(eLTAX)による申告受付を行っています。サービス・利用方法の詳細はeLTAXホームページをご覧ください。eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

○問い合わせ先 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝祭日及び年末年始 12/29~1/3 を除く)

eLTAX ヘルプデスク TEL 0570-081459 左記でつながらない場合 TEL03-5500-7010

10 実地調査・不申告・過年度遡及

(1) 実地調査について

地方税法第 353 条《質問調査権》及び地方税法第 408 条《実地調査》に基づいて、役場の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めたり、資産にかかる調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、調査の結果、資産の申告もれ等がある場合は、修正分の申告をお願いすることがあります。なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、地方税法第 354 条の規定により罰金などを科せられます。

(2) 申告しない場合、または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、かつらぎ町税条例第 75 条により過料を科せられるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されますので、期限までに必ずご申告をお願いします。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金などを科せられます。

(3) 過年度への遡及について

申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります(原則として地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分)。

なお、過年度分について追加課税となる場合、通常の納期ではなく一括で納付していただくこととなります。